

司法修習生 各位

保全部修習に当たっての注意

東京地方裁判所民事第 9 部

1 身だしなみに気をつけてください。

保全部では、裁判官の執務室が当事者との面接室を兼ねており、当事者面接の多くが裁判官室で行われ、ほとんど常にどこかの席で当事者又は代理人がいるという状況です。面接や審尋を見学する際は、上着の着用等身だしなみを整え、できるだけ良い姿勢を保つなど、当事者や代理人に不快な印象を与えないよう努めてください。

2 緊張感を保って臨んでください。

皆さんのすぐ目の前に当事者や代理人がいます。絶対に居眠り等はしないでください。

3 当事者や代理人の前で発言や会話をしないでください。

当然のことながら、修習生が当事者や代理人に対して事件についての意見を述べることは許されません。また、単なる独り言や修習生同士の会話でも、目の前にいる当事者や代理人が気にするなどして、審理に影響を与えかねません。事件と無関係な発言や会話はもちろん、事件と関係のある発言や会話も、当事者や代理人の前ではしないでください。

4 記録の閲読はなるべく短時間で済ませてください。

面接前に事件の記録を借りた場合は、裁判官から特段の指示がない限り、事案

の概要と主な問題点を把握する程度にとどめ、できるだけ早く裁判官に記録を返すよう心がけてください。

面接前に記録を読み切れなかった場合などには、面接後に、裁判官にその旨を申し出て再度記録を読ませてもらうとよいでしょう。

5 秘密の保持に気をつけてください。

保全部で扱う事件は密行性の確保が要請されています。秘密が保たれない場合、債権者に損害を与えることもあります。

保全部修習で見聞きしたことを、裁判所内外で（食堂、トイレ、エレベータ、喫煙所を含む。）話題にすることは厳に慎んでください。

6 集合時刻を厳守してください。

当部では、同じ日、同じ時間帯に複数の修習生を受け入れています。そのうちの1名でも遅刻すると、他の修習生の修習開始も遅れるなど、様々な支障が生じることになります。また、多くの場合、1人の裁判官が同時に3名の修習生の指導に当たっていますが、そのうちの1名が遅刻すると、担当裁判官には、2回にわたって同じような説明等を繰り返すだけの時間的余裕もないことから、遅刻した修習生に対する指導だけでなく、他の修習生に対する指導も不十分なものとなりかねません。必ず、指定された時刻までに当部に出頭してください。